

## 第四章 結論

### 4-1 本研究の結論

#### 4-1-1 都道府県におけるパブリックコメントの実施状況

都道府県におけるパブリックコメントの実施状況で募集期間、意見数、変更数、提出方法、公表方法、回答の対応を示すものを把握した。

##### 1) 募集期間

募集期間の平均は28.1日の約1ヶ月、標準偏差は7.5というバラツキとなっている。

募集期間を1週間ごとに分け、最も多かったのは28日以上35日未満であり、全募集期間の案件数の約60%を占める。他に多いので目立つのは14日以上21日未満の17%、14日以上21日未満の13%となっている。

また、1日ごとに分けると、29日、30日、31日が多く、この3日を合わせると全募集期間の案件数の約50%を占めることから、約1ヶ月が最も案件数が多かったことになる。また、14日(2週間)、20日(はつか)、21日(3週間)も多く、一部の都道府県の影響が強かった。

募集期間は系統別、条例・計画等別はあまり関係なく、都道府県別の影響を受けていると言える。しかし、都道府県に関係なく、案件によって募集期間が異なるものも見られる。

29日以上・29日以上32日未満の割合がもっとも多い設定は「少なくとも1ヶ月以上」であった。しかし、その設定の中でも一部の都道府県が傾向と異なる割合を示しているの、個々の都道府県の特質も認められる。

##### 2) 意見数

意見数の平均は126.5件となっており、標準偏差は1557.4となっている。平均は126.5件と多いが、標準偏差が1557.4というバラツキとなっているので、意見数は特に意見数の多い案件がある。意見数を50件ごとに分け、最も多かったのは1件以上51件未満であり、全意見数の案件数の約60%を占める。他に多いので目立つのは0件の約10%となっている。

意見数は0件が飛びぬけて多く、5件ごとに意見数がなだらかに少なくなっていくということがわかった。

また、意見数は系統別、条例・計画等別はあまり関係なく、都道府県別の影響を受けていると言える。しかし、都道府県別に関係なく、案件によって意見数が特に多いものも見られる。

##### 3) 変更数

変更数の平均は2.6件となっており、標準偏差は6.7となっている。平均は2.6件なのに対し、標準偏差は6.7という平均より多いバラツキとなっている。

変更数を5箇所ごとに分け、最も多かったのは最も多かったのは0箇所であり、全変更数の案件数の約60%を占める。他に多いので目立つのは1箇所以上6箇所未満の25%となっている。6箇所以上10箇所未満(7%)から急激に少なくなっている。

1箇所ごとに見ると、0箇所が飛びぬけて多く、約60%を占める。1箇所は9%、2箇所は8%、3箇所から3%以下と半減している。後はなだらかに少なくなっていく。

また、変更数は系統別、条例・計画等別はあまり関係なく、都道府県別の影響を受けていると言える。しかし、都道府県別に関係なく、案件によって変更数が異なることが見られる。

#### 4) 公表方法

ホームページに84%の案件が示しているが、窓口配布については57%と低い。この情報はホームページにより収集したので、ホームページは100%のはずなのだが、84%となっている。ホームページで公表しているが記載していない案件は16%あることから、窓口配布やその他の公表方法も公表はしているが、記載していない案件があると予想される。

また、窓口配布は三重県の2つの案件を除き、ホームページへの掲載を明記している案件に明記されていることから、窓口配布よりホームページに掲載することの方が重要だと考えている案件が多いということが考えられる。

#### 5) 提出方法

郵便、電子メールともに90%の案件が示しており、ファクシミリについては、88%となっている。直接提出は1%とごくわずかであった。

郵便を明記している案件にはすべて、電子メールも明記されている。また、ファクシミリも郵便、電子メールと共に明記されていることが多かった。

#### 6) 回答を示すものをもつ案件

回答の対応を示す案件は18%あった。回答の対応を示す方法としては2種類に分けられる。6件あった修正した個所のみに対応を示すものと記載済み、修正、参考、その他等に対応全般に対して示すものが104件ある。

結果を公表している34の都道府県の中で大阪府と滋賀県の2の都道府県が修正した個所を修正前・修正後で表現している案件を持ち、また、新潟県、熊本県、長崎県、岩手県、神奈川県、島根県、宮崎県、徳島県、三重県、愛媛県の10の都道府県が意見に対する回答を「記載済み、修正、参考、その他」などで表現をしている案件を持つ。特に、新潟県、熊本県、長崎県、岩手県、神奈川県は修正の表現をしている案件が10件以上あり、回答を示すものをもつ案件の割合も半数以上となっているので、今後も修正を表現する可能性が高いと考えられる。

#### 7) 募集期間と意見数の相関

募集期間と意見数をともに公表している 697 の案件に対しての相関関係を見る。

相関係数は約 0.02 となり、相関があるとは考えられないので、募集期間と意見数は関係がないと言える。

しかし、募集期間が 10 日付近では意見数が少なく、60 日以上の分布から募集期間が長くても意見数が多くなるとは言えない。このことから募集期間は 10 日以上で、60 日以下等の長すぎない期間が適切かと考えられる。

#### 8) 意見数と変更数の相関

意見数と変更数をともに公表している 713 の案件に対しての相関関係を見る。

相関係数は約 0.07 となり、相関があるとは考えられないので、変更数と意見数は関係がないと言える。

しかし、意見数の多さに関わらず変更数が 10 個所以下である案件がほとんどを占める。案件の変更数は意見数と関係なく、案件本来が変更数の限度を持っているのかもしれない。

#### 4-1-2 琵琶湖レジャーにおける意見が素案に与える影響

まず、琵琶湖レジャーのパブリックコメントにおける基本的に内容に関わる修正は、「意見が提出されたから変更したのであって、意見が出なければ変更はしなかった」とヒアリングで確認を取った。

レジャー条例・計画について、インターネットによる変更内容と変更箇所とヒアリングによる変更内容の変更理由の結果から次のようなことがわかった。

- 1) レジャー条例・計画で共通する点： 行政が見落としていた事実や情報の確認 より具体的に記述を行うことにより記述内容を、分かりやすくしたり、正確な内容とする

**行政が見落としていた事実や情報の確認：**

変更理由：「事実や情報を見落としていた、わかりやすくするため、記述が簡単であったためより正確な記述に改めた」

変更内容：条例「関係市町村から市町村」「施設を公共的施設への表現の変更」

計画「ワームに含まれるフタル酸ジエチルヘキシルには環境に負荷はないと修正」「4 サイクルと 2 サイクルについて適切な表現にする」

等という表現の変更を行うこと。

**より具体的に記述を行うことにより記述内容を、分かりやすくしたり、正確な内容とする：**

変更理由：「具体的に書いてなかったから」

変更内容：条例「関係事業者に情報提供の責務を追加」

計画「地域協議会に関係事業者を含める」等という対象の変更を行うこと

2) レジャー条例の特徴： 条例は県の施策の最も基本となる項目であることから、レジャー条例では県の姿勢や条例の目的を明確にするためや、分かりやすくするための修正が行われている

**条例は県の施策の最も基本となる項目であることから、レジャー条例では県の姿勢や条例の目的を明確にするためや、分かりやすくするための修正が行われている：**

変更理由：「県の姿勢や条例の目的をはっきりさせるため」

変更内容：「基本計画でパブコメすることを追加」「水鳥の生息地への配慮を追加」

3) レジャー計画の特徴： レジャー計画は、条例に基づく施策の実施計画の位置づけがあることから、記述の内容をより具体的に修正が行われている

**レジャー計画は、条例に基づく施策の実施計画の位置づけがあることから、記述の内容をより具体的に修正が行われている**

変更理由：「計画の性格から必要と考え追加」

変更内容：「ブイの数と看板を増やす」「指導監視活動を行うことを追加」「規則やマナーについての広報を追加」「シンポジウムの実施すると修正」「ごみの放置について厳しく取り締まると修正」

#### 4-2 本研究の考察

実施状況により、意見数が少ないということがわかった。意見数が多ければパブリックコメントはいいものだと断定できないが、意見数がなければ変更もなされないため、ある程度の意見数は必要だと言える。そのため、意見数が増えるための提案を述べる。

意見数と募集期間の関係により、募集期間は10日以上60日未満がよいと考えられる。また、募集期間を約1ヶ月にするならば、都道府県のパブリックコメントの要綱・指針で募集期間の設定を「少なくとも1ヶ月以上」とするのがよいと考えられる。

全体的な意見数が増えたと琵琶湖レジャー条例の案件のように項目別に見ると、意見数が少ない項目がある。そのような項目に関しては意見不足と言える。それは、パブリックコメントの意見は住民に募集することから意見の種類は意見提出者の利害に関する意見が多いからだと推測する。そのため、意見の少ない項目に意見を提出してもらうには、専門家や大学機関の先生等、その案件の内容に詳しい人に特別周知を行うのがよいと考えられる。

琵琶湖レジャー条例・計画に関しては、県外からの意見が90%以上を占めていた。そのことから、パブリックコメントの意見を求めようとするならば、パブリックコメントの要綱・指針の設定において、「県内」と限定せずに、また、「県内等」より「県内外問わず」にしたほうがよいと考えられる。

#### 4-3 本研究における今後の課題

- ・自治体のパブリックコメントについて調査をしていないので、調査して、都道府県のパブリックコメントの位置づけを正確にすること。
- ・意見が素案に与える影響を知るためにもっと多くの対象を詳しく見る必要がある。その際、レジャー条例・計画のように中身の項目に意見数の偏りが少ないものを見る必要がある。
- ・素案の公表程度について、本研究では全都道府県の素案の公表程度が把握できていないので、素案の公表程度による「実施状況」と「意見が素案に与える影響」の違いが不明である。公表程度による変更の違いがあると予想でき、公表程度によってパブリックコメントの役割も変わってくると予想している。
- ・実施状況について、募集期間、意見数、変更数等は都道府県別に違いがあるとわかったが、なぜ、都道府県別に傾向がでるのかが不明である。課題としてはその理由を知り、意見が出やすいような仕組みを作る必要がある。
- ・実施状況について、パブリックコメントの意見数と募集期間の相関などを調べ、相関はないとわかったが、意見数の多さは琵琶湖レジャーのように、案件の着目度の高さだと思える。そのことを考えると意見数と着目度の相関が知りたいが、着目度が調査できないという課題が残る。
- ・実施状況について、公表方法、提出方法を調査したが、調査方法がインターネットのみであったため、インターネットで公表していないものが分からないので、実際に公表方法、提出方法が意見数に影響を与えているかが不明である。
- ・都道府県における実施状況と琵琶湖レジャーの実施状況と影響と見ていくうちに、意見数が都道府県で一番多かった琵琶湖レジャーにも意見が不十分であるとわかった。その理由は意見がある項目に集中して提出されており、意見数が少ない項目があったからである。  
パブリックコメントの問題の一つである意見数が少ないという問題は琵琶湖レジャーの場合にも存在した。
- ・審議会とパブリックコメントの位置づけが不明なので、なぜ、レジャー条例・計画で最終段階にしたのかわからないため、行政にとってのパブリックコメントのねらいが不明であること。
- ・意見数が多いとパブリックコメントがよいとは言えないため、どの案件がいいとは実施状況から言えない。